

## ⑦雇用保険法における未支給失業等給付の請求

### 1. 制度について

#### (1) 制度の概略

(雇用保険法)

雇用機会の増大や雇用状態の是正、労働者の失業予防や能力開発・向上など、労働者の福祉環境全般について定めている。

また、労働者が失業した場合に支給される失業給付のほか、雇用の安定と就職の促進等を図ることを目的とした教育訓練給付や雇用継続給付などもこの法に基づいて運用されている。

(未支給失業等給付の請求)

雇用保険に加入し、所定の期間を満たした労働者が何らかの理由により失業した場合、失業等給付が支給される。未支給失業等給付については、この失業等給付の受給資格者が死亡した場合、その者に支給されるべき給付のうち、未支給分がある時に、下記(3)記載の対象者がこの請求を行う。

なお、失業等給付は、①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付の総称。

#### 【失業等給付の種類】

##### ①求職者給付

失業した際に、求職活動期間の生活安定のために支給される。

ア. 基本手当	イ. 高年齢求職者給付金	ウ. 特例一時金
エ. 日雇労働求職者給付金	オ. 技能習得手当	カ. 寄宿手当
キ. 傷病手当		

##### ②就職促進給付

失業者の再就職支援のために支給される。

ア. 就業促進手当(就業手当・再就職手当・常用就職支度手当)	
イ. 移転費	ウ. 広域求職活動費

### ③教育訓練給付

労働者の能力開発支援を目的に、被保険者等が指定教育訓練を受講・修了した場合、その費用の一部が支給される。

ア. 教育訓練給付金
------------

### ④雇用継続給付

高年齢者や育児休業者の雇用支援を目的に支給される。

ア. 高年齢雇用継続基本給付金	イ. 高年齢再就職給付金
ウ. 育児休業給付金	エ. 介護休業給付金

## (2) 制度の根拠法令等

雇用保険法、同法施行令、同法施行規則

民生委員が関わる事項	記載条項(雇用保険法施行規則)
未支給失業等給付	雇用保険法施行規則 第17条の2

## ⑧雇用保険法における失業給付・教育訓練給付の請求

### 1. 制度について

#### (1) 制度の概略

「⑦雇用保険法における未支給失業等給付の請求」記載のとおり。

#### (2) 制度の根拠法令等

雇用保険法、同法施行令、同法施行規則

民生委員が関わる事項	記載条項
居所の確認	雇用保険法施行規則 第19条 (基本手当の受給資格の決定)
	同第101条の2の8(教育訓練給付)

## ⑨雇用保険法における特定求職者雇用開発助成金の支給

### 申請

#### 1. 制度について

##### (1) 制度の概略

事業主が、高年齢者(60歳以上65歳未満)や障がい者、または緊急就職支援者などの就労が困難な労働者を継続して雇用する場合や、65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、国が事業主に対して賃金相当額の一部を助成する制度。

##### (2) 制度の根拠法令

雇用保険法、同法施行令、同法施行規則

## 民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

### 【文書名】

厚生労働省千葉労働局職業安定部職業安定課が作成した「特定求職者雇用開発助成金のご案内(平成20年10月現在)」内の「4. 申請に必要な書類」に記載されている。なお、本案内は、支給申請対象事業主宛の書類となる。

### 【「民生委員」表記箇所】

上記書類を抜粋。

提出書類		留意事項	コピーの可否
対象労働者であることを確認する書類 (コピーで結構です)		・対象労働者に対して十分な説明をした上で提出を求め、トラブルのない対応をお願いします。	○
60歳以上の者	・運転免許証 ・パスポート ・住民票 ・国民健康保険被保険者証	・氏名・年齢が確認できる官公署の発行する書類	
身体障害者	障害者手帳	・氏名・年齢・障害の程度等が確認できるものであることが必要です。	
知的障害者	療育手帳		
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 ・主治医の意見書		
母子家庭の母等	・児童扶養手当受給証書 ・市区町村長、社会福祉事務所長、 <u>民生委員等</u> が母子家庭の母等であることを証明する書類 ・遺族基礎年金の給付を受けている場合の国民年金証書	・児童扶養手当受給証書については、支給開始年月の記載が雇入れ日以降の場合、別途労働者本人の「申立書」が必要になりますので、千葉労働局までご連絡ください。 ・市区町村等の証明書類については、雇入れ日時点についての証明が必要です。	

※上表は、「第1期支給申請書」「対象労働者雇用状況等申立書」「対象者の労働者名簿」「雇用契約書または雇入れ通知書」「賃金台帳」「出勤簿またはタイムカード」「法人登記簿謄本または登記事項証明書」に関する項目は省略しています。